

(2) 高齢者支援活動（要介護認定）

担当：保健福祉課（高齢者支援チーム）

活動経過

1 市町村・県の動き

平成23年

- 4月 県介護支援専門員協会によるピックパレットふくしまにおける暫定認定調査支援開始
- 4月21日 要介護認定事務状況調査（県介護保険室主催）（会津管内避難町村：檜葉町、大熊町、葛尾村）
- 4月22日 要介護認定業務にかかる打合せ（会津若松市）
- 5月18日 要介護認定事務状況調査（県介護保険室主催）（会津管内避難町村：檜葉町、大熊町、葛尾村）
内容：暫定ケアプランによるサービス提供について
- 7月 1日 要介護認定事務状況調査（県介護保険室主催）（会津管内避難町村：檜葉町、大熊町）
内容：広域審査会開催の要望、主治医意見書添付依頼
- 8月26日 要介護認定業務等に係る打合せ（会津管内避難町：檜葉町、大熊町）
- 9月 双葉地方広域市町村圏整備組合審査会の再開

平成24年

- 1月10日 「指定市町村事務受託法人の指定」県指令生福第3681号
指定した事務の種類：要介護認定調査事務
委託先：県介護支援専門員協会

※上記のほか、県介護保険室においては、避難市町村の状況を踏まえ、厚生労働省へ要件緩和等の要望を随時実施

2 国の動き

平成23年

- 4月18日 「避難所等における介護保険サービス確保のための取り扱いについて」厚生労働省老健局介護保険計画課ほか平成23年4月18日事務連絡
内容：避難先での介護保険サービス利用に関する市町村支援依頼
- 5月12日 「東日本大震災に関する要介護認定事務の取扱いについて」厚生労働省老健局老人保健課 平成23年5月12日事務連絡
内容：避難所巡回医師による主治医意見書の取扱い・審査会の開催要件の緩和
- 5月20日 「東日本大震災の被災者等に対する要介護認定等の取扱いについて」厚生労働省老健局介護保険計画課他平成23年5月20日事務連絡
内容：特例居宅介護サービス費の活用
- 5月27日 「東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の施行について」厚生労働省老健局長平成23年5月27日老発0527第3号
内容：有効期間の最長12ヶ月延長

- 7月 8日 「避難者に対する要介護認定及び要支援認定に必要な経費の支援について」厚生労働省老健局老人保健課平成23年7月8日事務連絡
内容：受入市町村における要介護認定事務に対する費用の交付
- 8月19日 「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」（以下「特例法」）の施行
- 11月15日 特例法に基づく避難住民に関する特定事務の告示
内容：要介護認定ほか
- 平成24年
- 1月11日 厚生労働省主催「介護保険事業計画等意見交換会」の開催
内容：前出の特例省令による認定有効期間延長の取り扱いについて、平成25年3月末までの継続可能性を言及

活動内容

活動時期：一次避難（震災直後）～二次避難（平成23年8月末）の期間

1 要介護認定業務に関する調整

(1) 避難町村における状況調査

会津管内に役場機能の移転を余儀なくされた檜葉町、大熊町、葛尾村における当該業務に関する被保険者のニーズ、保険者の対応状況・要望について、打合せ形式による調査を4回実施し、また、電話等により情報交換・要望の聞き取りを随時行った。

(2) 受入市町村における状況調査

避難者を受け入れている会津管内13市町村に対し、当該業務に関する支援状況や今後の支援可能性について、打合せや電話により確認した。また、支援継続のための要望も合わせて確認した。

- ・二次避難所における避難生活が落ち着き始めた4月中旬頃から避難者の介護サービスの新規需要が発生し、保険者から認定申請や変更申請の要請を受ける受入市町村が増加。
- ・避難元市町村からの依頼があれば、受入市町村は無償により調査を実施
- ・受入市町村によっては、保険者が負担するのであれば主治医意見書の作成まで依頼可能との申出あり。 など

(3) 介護保険室に対する状況報告・対応案の提案

(1)及び(2)により集約した情報、要望について、県介護保険室に速やかに提供し、避難町村・受入市町村の当該業務の円滑な実施に必要な条件整備を依頼した。

- ・受入市町村が認定事務の協力をするための業務委託による方法を提案した。
- ・暫定ケアプランによるサービス提供のための認定調査を特例的に認定とする経過措置を国に認めてもらえるよう要望した。
- ・受入市町村の求めに応じた認定調査員の派遣を提案した。
- ・双葉地方広域市町村圏整備組合審査会再開のための積極的支援を要望した。

2 要介護認定に関する助言

(1) 受入施設・事業所への指導助言

避難者にサービスを提供する施設・事業所からの問い合わせに対し、東日本大震災にかかる特例措置に関する通知等により指導助言を行った。

- ・介護保険被保険者証を持ち出すことができなかった避難者へ、有効期間及び要介護度を本人からの聞き取りにより確認しサービス提供することの是非
- ・一次避難所から病院に入院した避難者で認定を受けていない方を、退院と同時に施設で受け入れた場合の認定とサービス提供の方法 等

※これらに対し、「避難所等における介護保険サービス確保のための取り扱いについて」H23. 4. 18 厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡等により、要介護認定とサービス提供の柔軟な対応を助言

課 題

1 認定調査員不足

被保険者全員が避難し、避難先が全国に及んだ今回のような災害においては、保険者職員が避難住民対応に忙殺されるため、調査業務に職員を当てることが物理的に不可能となる。このため、平時から大規模災害に備え、他保険者との調査協力体制を構築しておく必要がある。

2 主治医意見書の取り扱い

かかりつけ医も避難したような今回の災害においては主治医から意見をもとめることが困難になったので、避難先の医療機関における協力が円滑に行く仕組みづくりが必要である。

3 被保険者情報の提供

介護保険事業を電子計算機システムで管理するのが一般的となっている中で、自治体自体も避難し当該システムが使用不可になった場合の被保険者情報の取得が課題となった。避難先において被保険者を円滑にサービスに結びつけるためにも、いつでも情報を取得・利用できるバックアップを備えておくことが必要である。

被災者などの声

1 被災町村

- ・二度手間を避けるためと高齢者の状況把握のためにも、当該業務は暫定ケアプランで止めることなく認定まで行いたいとの要望する町村もあった。そのための手続の簡略化を求める声が多かった。

-
- ・双葉地域では、広域市町村圏整備組合を組織し審査会を運営していたが、避難により機能が停止してしまった。認定まで行うためには、当該審査会の再開が不可欠だったため、再開のための支援の要望が強かった。
 - ・避難市町村には、認定調査を自ら行えるところと支援を必要としているところがあり、多様な支援を求められた。
- ※なお、会津管内以外に行政機能を移転した町村には体制が整わず、暫定ケアプランによるサービス提供を求めるところもあった。

2 受入市町村

- ・会津管内への避難者が増えるに従い依頼件数が増加する不安があり、ルールづくりの依頼があった。
- ・受入市町村（広域市町村圏整備組合）における審査会による審査判定も一定程度なら可能との協力的な提案もあった。

業務を担当した職員の声

避難者に対しては、避難先の介護事業所等の協力により滞ることなく介護サービスを提供できたと思うが、当該業務は介護保険法に基づき実施されるものであるため、各保険者・受入事業者には、国からの通知があるまでの間、不安を抱えたままの被災者支援を依頼せざるを得なかった。

今回、東日本大震災の避難者対応を経て、有事における保険者の認定業務・認定申請者へのサービス提供について一定のルール化が図られたので、今後は円滑に行われるようになると思われる。